

平成24年度に係る行政監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成24年度に係る監査の結果については、平成25年9月3日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成25年9月3日付け北海道公報第2511号で公表）した。

第2 監査テーマ

広報・普及啓発事業の実施状況について

第3 監査対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、出納局、企業局、選挙管理委員会事務局、教育庁及び警察本部

第4 監査の結果に基づき講じた措置

改善を要する事項	左に対する措置
<p>(1) 事業の計画は、必要性や目的に沿ったものとなっているか ア 事業の実施時期等を工夫するなど、より効果的な実施方法について検討を要するもの</p> <p>【監査結果】 事業効果を高めるためには、より多くの人に道の取組を知ってもらう必要があることから、人々の参加により実施する行事にあっては参加しやすい時期・日程を設定すること、啓発資料にあってはその対象者や啓発する内容に応じた時期に作成・配布することが望ましいが、一部の事業について、より効果的・効率的な事業実施のため、実施時期等の検討を要するものがあった。</p> <p>【改善意見】 事業の実施に当たっては、その効果を高めるため、事業の目的や対象者のニーズなどを踏まえ、適切な時期に行うよう十分に計画を検討すること。</p>	<p>○高齢者の社会活動についての普及啓発事業（保健福祉部） 事業の実施に当たっては、より効果的に広報等活動を行えるよう、広報誌を年度の早い時期に作成し、事業の効果を高めるよう努めます。</p> <p>○北海道子どもの未来づくりセミナー（保健福祉部） 今後、類以の事業の実施に当たっては、参加しやすい実施時期等に行うよう十分に検討し、より効果的・効率的な事業となるよう努めます。</p> <p>○北海道消費者行政活性化基金（有機農畜産物の適正表示啓発事業）（農政部） 今後、類以の事業の実施に当たっては、開催時期について適期を逸することのないよう、計画段階において関係者と十分調整を図り、事業をより効果的に実施できるよう努めます。</p> <p>○生涯学習ネットワークカレッジ事業（教育庁） 事業の実施に当たっては、事業の目的や対象者のニーズを踏まえ、大学放送講座について、平成26年11月より、インターネットによる講座を実施しています。</p>

	<p>○少年非行防止対策費 少年補導シリーズ （広報誌）作成（警察本部） 広報誌の作成に当たっては、より効果的な活用を図るため、作成時期の改善に努めます。</p>
<p>イ 外部委託を行うに当たっての検討が不足しているもの 【監査結果】 道においては、特殊な技術、設備や、高度の専門的な知識を必要とするものなどで、道が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させるほうが効率的であるものについて、道の業務を外部に委託することができることとされている。このことから、外部委託の適否を判断するに当たっては、業務内容を精査の上、経済性や、事務処理の迅速化・効率化を確保することができるかについてあらかじめ検討することが必要であるが、委託事業のうち、事務処理の迅速化・効率化につながっておらず、外部委託を行うに当たっての検討が不足しているものがあつた。 【改善意見】 事業を外部委託するに当たっては、事務処理の迅速化・効率化に結びつくものであるかどうかを考慮し、委託により実施することの妥当性や、委託業務にどのような内容を盛り込むかについて、事前に十分検討すること。</p>	<p>○お父さん応援講座（父親支援ファシリテーター養成講座）（保健福祉部） 今後、類似の事業の実施に当たっては、事務処理の迅速化・効率化に結びつくものであるかどうかを考慮し、委託により実施することの妥当性や、委託業務にどのような内容を盛り込むかについて、事前に十分に検討するよう努めます。</p>
<p>ウ 業務内容に応じた予定価格の積算を適切に行っていないもの 【監査結果】 外部への委託により実施している事業にあつては、求める業務内容や仕様に応じて所要経費を積算し予定価格を決定することとなるが、積算において聞き取り調査した内容を記録保管していないため採用した価格の根拠が明らかでないものや、実際の業務内容に応じた所要額を算定せず、単に予算要求に用いる単価を採用しているもの、委託予定先から参考聴取した内容をそのまま予定価格に採用し、積算内容の確認を行っていないものなどがあつた。 【改善意見】 予定価格の積算に当たっては、求める業務内容や仕様に応じた項目や単価が適切であるか十分に確認すること。</p>	<p>○緊急雇用創出事業臨時特例推進費 愛食運動イベント開催・応援団事業（農政部） 今後、類似の事業の実施に当たっては、実際の開催地に応じた経費に基づき積算を行うなど、実態に見合った積算を行うよう努めます。 ○犯罪発生マップ等配信業務（警察本部） 予定価格の積算に当たっては、道単価等を基準とした積算と業者の参考見積により算定した積算の内容を比較検討し、その妥当性を明確にすることとしました。</p>
<p>エ 事業に係る成果指標等を設定していないもの 【監査結果】 事業を実施したことによる成果・効果を検証するためには、成果等を測定する具体的な数値等の指標</p>	

を設定することが有効であり、指標を活用した成果・効果の検証を通して、事業の形態、実施時期、実施対象等が妥当であったか、次年度以降に向けて見直すべき事項はないかなどについて、検討することが可能になるものと考えられる。本来、個々の事業は最終的に目指す成果を実現するための手段として実施しているものであり、個々の事業においても、効果を測定するための指標を設定し活用することが有効と考えられる。

このような指標を個々の事業について設定したか、各部等に調査報告を求めた結果、設定したとしている事業は、全625件中122件（19.5%）にとどまっていた。

【改善意見】

事業の実施に当たっては、その効果を検証し、事業の見直し・改善に役立てるため、具体的な目標値等、効果を測定するための指標を設定するよう努めること。

事業の実施に当たっては、その効果を検証し、事業の見直し・改善に役立てるため、各事業の形態に応じて、可能な限り具体的な目標値等、効果を測定するための指標を設定するよう努めます。

(2) 事業の実施は、経済性や効率性に配慮したものとなっているか

ア 委託契約において、競争原理が働くよう契約方法等を検討する必要があるもの

【監査結果】

今回の監査の対象とした事業のうち、実施方法を委託とし、外部の団体等に業務を行わせているものは139件あり、そのうち複数の行事等を一括して委託しているものがあつたことから、契約件数としては99件の委託業務を実施していたが、そのうち、入札、見積合せ等の参加者が1者のみであったものが、22件（22.2%）あつた。

特に、おおよそその予算額の目安を示した上で、企画提案により競争を行い、最良の提案者から見積書を徴することとしているプロポーザル方式により企画提案を公募したものは49件あるが、11者から応募のあつた「ほっかいどうくだものマップ作成事業」（No.452 農政部）など応募者の多い事業はわずかで、逆に申込みが1者のみであったものが14件（28.6%）となつており、公募型プロポーザル方式を採用している意義が希薄となつていた。

さらに、1者だけの応募であつた14件のうち、平成23年度の新規事業（事業の開始年度が平成23年度であるもの）又は平成23年度単年度の事業とされているものは10件あつたが、残り4件については、前年度の受託者が平成23年度においても引き続いて受託している状況にあり、競争原理が十分に働いていない実態がみられた。

【改善意見】

一般競争入札や、公募型プロポーザル方式により業務委託する事業において応札者や提案書提出者が1者となつたものにあつては、公告から入札や提案書提出までの期間や、公告の方法、業務の仕様などに新規参入を妨げている要因がないか、十分に精査すること。なお、事前説明を受けていながら資格審査申請や企画提案書の提出に至らなかつた事業者や、参加資格を得ながら入札や提案書提出を辞退した事業者がいたことにより1者のみとなつた場合は、必要に応じて事後に当該事業者から辞退の理由を聴取するなど、可能な限り要因を的確に把握するよう努め

一般競争入札や公募型プロポーザルにより業務委託する事業については、応札者や提案書提出者が1者にならないように、公告から入札までの期間や業務の仕様について配慮し、万一1者による入札や提案書提出になつた場合は、可能な限り要因を把握するよう努めます。

<p>ること。</p>	
<p>イ 外部への委託により実施している事業で、概算払が適期に行われず、資金滞留が生じているもの</p> <p>【監査結果】 外部への委託・補助等により実施している事業のうち、概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障が生じるような場合は、概算払ができることとされているが、一部の委託事業において、概算払を行った委託費が適期に執行されず資金滞留が生じている実態にあったのに、概算払を行う時期や額を見直すなどの適切な措置を講じなかったことから、委託業務完了時に多額の執行残を返納しているものがあった。</p> <p>【改善意見】 委託費の概算払に当たっては、資金収支計画の妥当性を十分検討するとともに、必要に応じて事業期間中に資金執行状況を調査するなど、受託者において資金滞留が生じないようにすること。</p>	<p>○北海道子どもの未来づくりセミナー(保健福祉部) 今後、類似の事業の実施に当たっては、資金収支計画の妥当性を十分に検討し、必要に応じて資金執行状況を調査するなど、資金滞留が生じないように努めます。</p>
<p>ウ プロポーザル方式の企画提案に基づき定めた仕様書に掲げる業務を変更する際、変更理由の記録や変更協議を書面で行っていないもの</p> <p>【監査結果】 プロポーザル方式による委託契約においては、特定者の企画提案を最良のものとして選定していることから、受託者は当該企画提案に基づいて業務を処理することとなるが、企画提案時の内容から業務内容を変更する際、変更理由の記録や変更協議を書面で行っていないかった。</p> <p>【改善意見】 プロポーザル方式による委託業務において、最良の提案として選定した企画提案に基づく業務内容をやむを得ず変更する場合は、変更の理由や必要性を明らかにした上で、受託者と書面で協議を行うこととし、契約の適正な履行と、透明性の確保を図ること。</p>	<p>○都市公園花観光推進業務(建設部) 事業の実施に当たっては、やむを得ず業務内容を変更する場合は、変更の理由や必要性を明らかにした上で、協議簿の作成により書面による対応を徹底し、契約の適正な履行と透明性の確保を図るよう努めます。</p>
<p>エ 業務の委託に伴う物品の供与手続を適切に行っていないもの</p> <p>【監査結果】 外部への委託により実施している事業において、普及啓発活動に使用するため、道の所有する物品を受託者に供与する場合には、物品払出決定書による払出しの決定、物品受領書(預り書)の徴取等を行う必要があるが、これらが行われていないものがあった。</p> <p>【改善意見】 外部への委託により実施している事業において、普及啓発活動に使用するため、道の所有する物品を受託者に供与する場合は、物品の受入れ・払出し等の手続を適切に行い、物品を良好な状態で使用又は保管するよう努めること。</p>	<p>○緊急雇用創出事業臨時特例推進費 愛食運動イベント開催・応援団事業(農政部) ○北海道消費者行政活性化基金・元気もりもり食育推進事業(農政部) 今後、類似の事業の実施に当たっては、物品の供与手続について、関係法令等を確認し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 無償の広報媒体の活用や、関係機関等と連携</p>	

<p>した事前広報などについて検討を要するもの</p> <p>【監査結果】 普及啓発事業に当たっては、事業についてより多くの人に知ってもらうため、ポスターの掲示やチラシの配布、新聞広告等を行っているが、道の厳しい財政状況を踏まえ、道のホームページへの掲載や報道機関への積極的な情報提供はもとより、関係機関等と連携した取組を行うなど、より少ない経費で周知の効果が得られるよう工夫する必要がある。</p> <p>各部等に調査報告を求めた結果、上記の他にも、メールニュース、メールマガジンを活用して事業を紹介したものや、道のホームページ以外のウェブページや地域のフリーペーパーに事業の実施について掲載されるよう働きかけたもの、報道機関への積極的な情報提供（プレスリリース）に取り組んだ結果、事業の実施前に報道で当該事業が紹介されたものなど、関係機関等の理解・協力のもと、特段の経費をかけずに事業の実施について広く周知を図るよう取り組んでいる事業は、広告・広報型を除いた449件の事業中183件（40.8%）となっていた。これらの取組をさらに多くの事業で行い、事業の事前周知をより効果的に行う必要がある。</p> <p>【改善意見】 事業の実施について周知を行うに当たっては、無償の広報媒体の活用や、関係機関等との連携による取組、積極的な報道機関への情報提供など、限られた経費でより効果的な事前周知を図るよう努めること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、各事業の形態に 応じて、可能な限り無償の広報媒体の活用、 報道機関への情報提供や関係機関等との連携 など、限られた経費でより効果的な事前周知 を図るよう努めます。</p>
<p>カ 広報資料の配布方法に改善を要するもの</p> <p>【監査結果】 広告・広報型事業のうち、特定の事業や課題だけでなく道政全般を扱うものについては、より多くの人の目に触れ、読んでもらうことそのものが事業目的と考えられることから、配布漏れ等が生じないよう、配布や掲示等の方法を工夫して実施することが必要であるが、広報紙の配布率が低い市町村が一部にみられるなど、配布方法の改善を要するものがあった。</p> <p>【改善意見】 全道民への配布を行う広報資料については、配布の効果が十分得られるよう、地域の実情に合った方法を検討するなど、配布方法の工夫改善を図ること。</p>	<p>○広報活動推進費 広報紙「ほっかいどう」 発行費（総合政策部） 広報資料の配布に当たっては、より多くの 人の目に触れ、読んでもらえるよう、ポステ ィング業者がなく、極端に配布率の低い町村 にあっては、町村発行の広報誌と併せて配布 してもらうよう働きかけを行っています。 また、総合振興局等の出先機関への設置の ほか、市町村には所管する公共施設等への設 置協力を依頼するなど、取組を行っています。 今後とも引き続き、少しでも多くの道民が 広報紙を手にする機会を増やすよう配布方法 の工夫改善を図るよう努めます。</p>
<p>(3) 事業成果の活用は、事業目的に沿った効果的なものとなっているか</p> <p>ア 参加者数・来場者数等を把握していないもの</p> <p>【監査結果】 作品やアイデアを募集する事業や、道民等の参加を伴う事業においては、道の発信した情報にどの</p>	

程度の人が触れたか、参加数や来場者数、応募者数を把握することにより、普及効果の測定や、普及啓発方法の改善等に役立つものと考えられるが、各部署等に調査報告を求めた結果、広告・広報型の事業を除いた449件の事業中、参加者数等を把握していない事業が、46件（10.2%）あった。

参加者数等の実績をできる限り正確に記録することは、次年度以降の事業における会場の規模、印刷物の必要枚数等の計画を具体的かつ正確に行うことにつながるものであることから、参加者数等の把握・記録を適切に行うよう、改善を図る必要がある。

【改善意見】

普及啓発に当たり、応募や参加を伴う事業にあつては、参加者数等を把握し、普及効果の測定や、事業の見直し・改善に役立てるよう努めること。

事業の実施に当たり、応募や参加を伴う事業にあつては、各事業の形態に応じて、可能な限り参加者数等を把握し、普及効果の測定や、事業の見直し・改善に役立てるよう努めます。

イ 啓発資料作成の必要性や、作成部数の根拠が明らかとなっていないもの

【監査結果】

啓発資料を作成するに当たり、他の部や団体等で類似の資料が作成され、内容が重複している場合は、作成の可否を含め、必要性を検討する必要があるが、これが行われていないものがあった。

また、啓発資料の作成部数については、当該年度の予算で執行する事業であることを考慮し適切に設定する必要があるが、作成した資料に多数の残部が生じていたり、配布を翌年度以降の長期にわたって行う場合の使用（配布）計画が立てられていないなど、作成部数の根拠が明らかでないものがあった。

また、平成24年度に実施した普及啓発事業においても、同様の事態となっているものがみられた。

【改善意見】

普及啓発資料の作成に当たっては、普及啓発に要する期間等を十分考慮した利用計画を立て、効果的な活用ができるよう、作成時期や数量を適切に設定すること。

○北海道消費者行政活性化基金・元気もりもり食育推進事業（農政部）

今後、類似の事業を行うに当たっては、啓発資料が多数の残部が生じないように、十分考慮した利用計画に基づく適切な部数の設定に努めます。

なお、作成したリーフレットは、食育イベント等で配布し、広く道民に周知しました。

○少年非行防止対策費 少年補導シリーズ（広報誌）作成（警察本部）

広報紙の作成に当たっては、事業担当課の相互のより緊密な連携のもと、それぞれの事業目的にあった独自性を確保した資料を作成することとしました。

なお、平成26年度以降、補助対象事業での広報誌作成の業務を廃止しました。

○児童虐待防止啓発メッセージカードの作成（保健福祉部）

今後、類似の事業の実施に当たっては、普及啓発に要する期間等を十分考慮した利用計画を立て、効果的な活用ができるよう、作成時期や数量を適切に設定するよう努めます。

なお、作成したカードは平成25年度の児童虐待防止強化月間に合わせて、道内の主要コ

	ンビニエンスストアに配布し、広く道民に周知しました。
<p>ウ アンケート調査の実施や、調査結果の活用について検討を要するもの</p> <p>【監査結果】 普及啓発事業に当たっては、アンケート調査を実施し、参加のきっかけや、参加者の年齢・性別・職業、参加者の意識や事業に対する感想・意見等を問うことにより、事業に係る事前の周知方法や時期・期間の設定、事業内容等の見直しに役立てたり、現状と課題を把握し、事業効果の検証に生かすなど、様々な形での活用が期待されるものと考えられる。</p> <p>活動場所の関係でアンケートの記入ができないものや、主事業がポスターの掲示のみとなっているもの、対象者が幼児等で直接正確な回答を得ることが難しいものなど、事業の形態・内容によってはアンケート調査を実施することが困難な場合もあり、一概に全ての事業でアンケート調査を実施すべきとはいえないものの、各部等に調査報告を求めた結果、事業効果検証のためにアンケート調査を実施していたものは、全625件の事業中、124件（19.8%）にとどまっていた。</p> <p>また、事業の成果や実施上の課題、事業の運営において工夫・改善すべき点などについて検証するため、アンケート調査を実施した各事業の担当課等において、アンケート調査結果の集計や、当該結果に基づく成果や課題の分析に取り組み、その内容を組織内で活用できるよう整備しているか調査報告を求めたところ、取り組んでいると報告のあった事業は86件（69.4%）となっており、アンケート調査を実施している場合でも、集計・分析の結果を事業成果の検証に活用するための取組については十分でないことがうかがわれた。</p> <p>【改善意見】 事業の実施に当たっては、アンケート調査等により参加者の意識等を可能な限り把握するよう努めるとともに、集計・分析結果については、事後の活用ができるよう組織内において適切に記録・整備を図ること。</p>	<p>事業の実施に当たっては、各事業の形態に応じて、可能な限りアンケート調査等を実施して参加者の意識等の把握に努めるとともに、集計、分析結果については、事後の活用ができるよう整備に努めます。</p>
<p>エ 事後の広報や、事業成果の周知方法等について検討を要するもの</p> <p>【監査結果】 普及啓発のため実施した事業について、その内容を事後に広報等で周知することは、事業の具体的な実施状況や、参加者の声、事業の成果と課題等を参加できなかった人を含めて広く伝えることであると同時に、同様の事業を今後実施する場合の動機付けとしての効果も期待できるものと考えられる。特に、道のホームページへの掲載については、厳しい財政状況を踏まえ、新たな経費をかけずに事後の広報を行える点で、積極的な活用が望まれる。</p> <p>その一方、各部等に調査報告を求めた結果、広告・広報型事業を除いた449件の事業中、実施後に事業の概要、討議を行った場合の発言要旨、アンケート結果など事業の具体的な実施状況を何らかの形で道のホームページに掲載し広く周知を図っていたものは109件（24.3%）にとどまっていた。</p> <p>【改善意見】</p>	

<p>事業の実施後は、道のホームページを活用するなどにより、事業の実施状況や、事業を通じた成果と課題等について、多くの道民に周知し理解を得るよう努めること。</p> <p>また、補助金や負担金により実施している事業にあっては、補助事業者等のホームページへの掲載について働きかけるとともに、道のホームページにおいても普及啓発を図るよう努めること。</p>	<p>事業の実施後は、掲載可能なものについて道のホームページを活用するなど、事業実施状況、成果等について広く道民への周知に努めます。</p> <p>また、補助事業等により実施している事業についても、補助事業者等と連携をし、普及啓発を図るよう努めます。</p>
<p>オ 事業において作成した啓発資料の効果的な活用について検討を要するもの</p> <p>【監査結果】</p> <p>普及啓発事業においては、普及啓発資料そのものの作成を事業として行っているものがあり、それらの資料を、事業の実施後において普及啓発に活用することで、普及啓発の効果をより高められることが期待されるが、作成した資料のうち電子データ化されたものがあるのに、それらを他事業で活用したり、道のホームページに掲載し、より多くの人に周知するよう工夫するなどの取組につなげていないものや、作成したCDやDVDの利用や貸出しの実績を記録していないため、活用状況が確認できないものがあった。</p> <p>【改善意見】</p> <p>普及啓発のため作成した資料がある場合は、利用状況や作成した資料の改善点等を可能な限り把握するよう努めるとともに、電子データの内部的な利用も含め、より効果的な活用を図ること。</p>	<p>○北海道消費者行政活性化基金・元気もりもり食育推進事業(農政部)</p> <p>今後、類似の事業の実施に当たっては、普及啓発事業のため作成し配布したDVD等について、可能な限り配布先における活用状況の把握に努めます。</p> <p>○北海道消費者行政活性化基金(有機農畜産物の適正表示啓発事業)(農政部)</p> <p>今後、類似の事業の実施に当たっては、普及啓発のため作成した資料は、ホームページに掲載するなど、より効率的な活用を図るよう努めます。</p>